



助成金コンサルティング
サービスのご案内

2022/3/1

INDEX -目次-

Chapter

助成金とは

- 助成金と補助金の違い
- 返済が必要なのか

Chapter

助成金制度紹介

- 弊社で対応可能な助成金
- 申請に必要なもの

Chapter

キャリアアップ助成金

Chapter

両立支援等助成金

Chapter

雇用調整助成金

Chapter

お問い合わせ先



助成金とは

助成金とは

～助成金と補助金の違い～

助成金とは、広義の意味で国や公的機関（国の外郭団体など）が企業に対して行う金銭給付のことです。

助成金と補助金・奨励金との間には明確な区分はありませんが、一般に助成金という場合、厚生労働省が所管する雇用分野の公的助成金制度を指す場合が多いです。

補助金は申請件数の枠が決まっているため、公募方法、選定条件によっては申請しても補助金がもらえない可能性もあります。

一方、助成金は受けとるための要件が決まっているため、要件を満たしていればほぼ支給されます。

助成金とは ～返済が必要か～

助成金、補助金どちらも返済は不要です。

ただし、補助金は先にも述べた通り採択制のため申請をしても採択されなければ補助金は入金されません。

一方、助成金制度はあらかじめ要件を満たしていれば、申請が可能となり、助成金の受給ができます。



助成金制度紹介

助成金制度紹介

～弊社で対応可能な助成金～

弊社にて対応可能な助成金は、主に以下となります。

※ 本書に記載している助成金の内容は2022年3月時点のものです

1. キャリアアップ助成金
2. 両立支援等助成金
 - 育児休業等支援コース
 - 出生時両立支援コース
3. 雇用調整助成金
 - 新型コロナ特例

助成金制度紹介

～申請に必要なもの～

各助成金を申請するには、下記4点の書類整備が必須となります。

1. 出勤簿（またはタイムカード）
2. 賃金台帳
3. 雇用契約書（労働条件通知書）
4. 就業規則

- ※ 残業代の未払いや従業規則が労働基準法を守っていない場合、助成金の受給ができない場合があります
- ※ 助成金審査の段階で、未払い分の賃金の支払いが完了していれば受給は可能です



キャリアアップ助成金

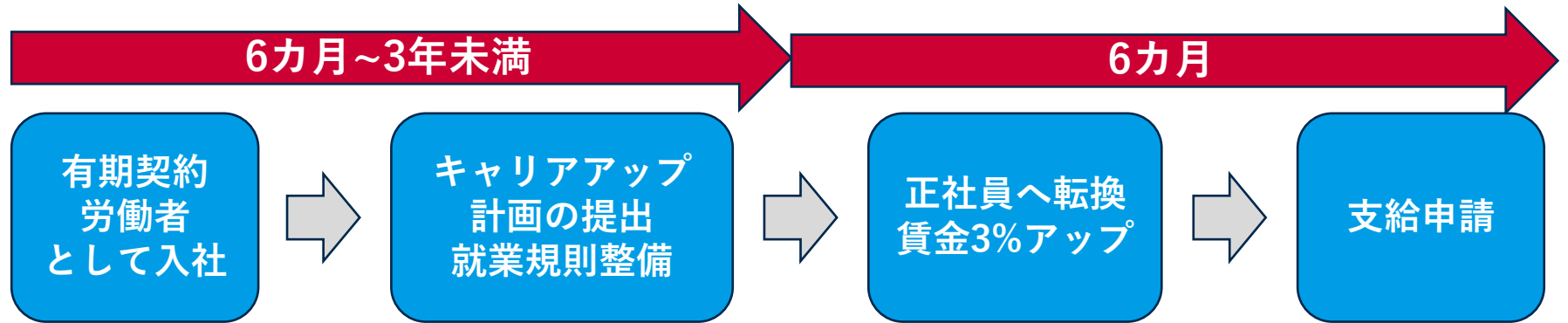
キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金については以下になります。

| | |
|----------------|--|
| <p>対象者</p> | <p>有期契約労働者（非正規雇用社員/パートタイマー）</p> |
| <p>本助成金の目的</p> | <p>有期契約労働者を正社員へ転換し、処遇の改善をさせることで、労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高める</p> |
| <p>助成金額</p> | <p>57万円/人</p> |
| <p>受給要件</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象者を有期契約労働者として雇用 ✓ キャリアアップ計画の提出（就業規則整備） ✓ 対象者を正社員へ転換（賃金3%アップ） ✓ 助成金支給申請 |

キャリアアップ助成金

申請までの流れは以下になります。



※ 本助成金受給までには、入社から1年6カ月程かかります（都道府県により、審査期間に差があります）



両立支援等助成金

両立支援等助成金 ～育児休業等支援コース～

育児休業等支援コースについては以下になります。

| | |
|---------|--|
| 対象者 | 育児休業を取得する従業員 |
| 本助成金の目的 | 育児休暇を取得した従業員が、職場復帰しやすい環境の整備 |
| 助成金額 | 28.5万円×2回（無期/有期契約社員各1名ずつ受給可能） |
| 受給要件 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 妊娠判明から産前休業前に面談を2回実施 ✓ 就業規則に育休復帰支援の制度を規定（届出義務のある会社は届出を実施） ✓ 会社に対しての近況報告を、育児休業中に3回以上実施 |

両立支援等助成金

～出生時両立支援コース～

出生時両立支援コースについては以下になります。

| | |
|----------------|--|
| <p>対象者</p> | <p>男性従業員が、5日（大企業は14日）以上連続で育児休業を取得</p> |
| <p>本助成金の目的</p> | <p>男性従業員が育児休業を取得しやすい環境の整備</p> |
| <p>助成金額</p> | <p>57万円（社内で1人目の受給対象従業員） ※ 2人目以降の対象者は、休暇日数に応じて受給額が変動します</p> |
| <p>受給要件</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 男性従業員の育児休業の取得実績が無い事業所 ✓ 5日（大企業は14日）以上連続で育児休業を取得（公休も可） |



雇用調整助成金

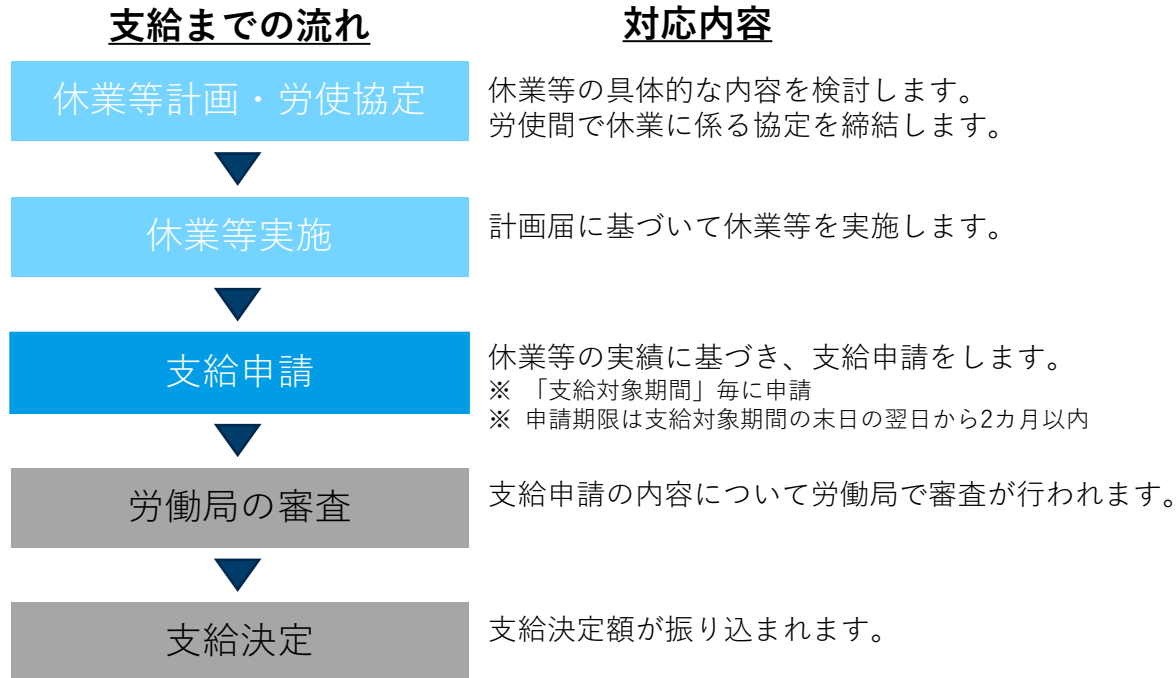
雇用調整助成金 ～新型コロナ特例～

出生時両立支援コースについては以下になります。

| | |
|---------|---|
| 対象者 | 新型コロナウイルス感染症の影響により雇用調整（休業）を実施する事業者 |
| 本助成金の目的 | 従業員の雇用維持 |
| 助成金額 | 一人あたり9000～15000円/日 ※ 判定基礎期間や条件に応じて金額が変動します |
| 受給要件 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 労使協定締結 ✓ 休業等計画届の提出 ✓ 支給申請 |

支給までの流れ

雇用調整助成金支給までの流れは以下の通りです。





お問い合わせ

お問い合わせ

本サービスについてのお問い合わせは以下よりお願いいたします。
お問い合わせフォーマットより、商談のご予約やご質問を承ります。

HP : <https://ensidesolu.com/contact/>



PROFILE

-会社概要-

会社名 株式会社エンサイドソリューションズ

設立 2018/11

所在地/ 秋葉原事務所
連絡先 〒110-0016
東京都台東区台東1-24-9 6階
TEL:03-6426-0546 / FAX:03-6426-0541

役員 代表取締役 増山 拓也
取締役・公認会計士 友部 隆博

横浜事務所
〒220-0003
神奈川県横浜市西区楠町1-3 BLA 横浜西口 2F-201号
TEL:03-6426-0546 / FAX:03-6426-0541
